

第 6 号 議 案

令 和 7 年 度

亀 岡 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

令和7年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度亀岡市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
亀岡市立病院給食業務委託等経費	令和7年度から令和10年度まで	283,000千円

（一時借入金）

第3条 令和7年度亀岡市病院事業会計予算第6条中「500,000千円」を「800,000千円」に改める。

令和7年8月25日提出

亀岡市長 桂川 孝 裕

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	医 業 収 益
亀岡市立病院給食業務委託等経費	千円 283,000		千円	令和 7 年度 から 令和 10 年度 まで	千円 283,000	千円 283,000